

第4章

計画のめざす姿

1	本県の特徴	32
2	計画のめざす姿	32
3	施策の基本方向	33
4	それぞれの役割	34

1 本県の特徴

次の3つの特徴を本県の強みとし、地域福祉を推進していきます。

《特徴1》

第1期計画(平成16年策定)から、「共に支え合う社会づくり(=地域共生社会の実現)」をめざして、「地域の縁がわづくり」や「地域の結びづくり」などの独自の取組を推進してきた。

⇒ 地域共生社会の実現に向けた取組の更なる推進

《特徴2》

被災者の総合的な支援を行う地域支え合いセンターの運営や、被災地域コミュニティ形成支援の経験がある。

⇒ 地域支え合いセンター運営等のノウハウを包括的な支援体制づくりに活かす

《特徴3》

大規模災害の教訓を踏まえ、平時からの支え合い活動の重要性が認識されている。

⇒ 地域福祉を推進する好機

2 計画のめざす姿

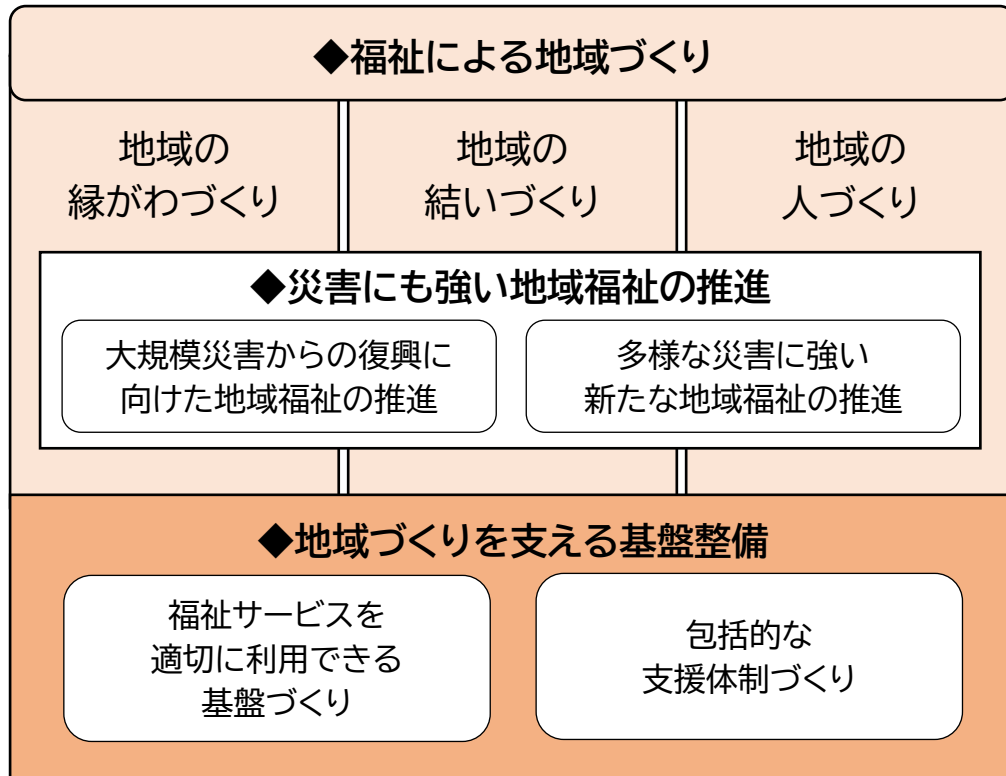
互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現

～誰一人取り残さない持続可能な地域づくりをめざして～

これまで築き上げてきた本県独自の強みである「地域の縁がわ」等の地域資源を活かすとともに、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨の教訓を踏まえて、住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる、災害にも強い、地域づくりを県民みんなでめざします。

地域福祉は、地域住民やボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、誰もが、自分らしく、安心して暮らせるようなまちづくり活動を、各々の地域に応じて進めるものです。「県民みんなが進める支え合いのくまもとづくり」の考えのもと、県民の皆さんと一緒に取り組んで行くことが重要となります。

3 施策の基本方向



地域において展開される「地域の縁がわづくり」「地域の結いづくり」「地域の人づくり」を3つの柱として、福祉による地域づくりを推進します。

福祉による地域づくりと一体的に、災害にも強い地域福祉を推進します。（「大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進」「多様な災害に強い新たな地域福祉の推進」）

また、地域づくりを支える基盤整備（「福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり」「包括的な支援体制づくり」）を推進します。

《施策体系》

I 福祉による地域づくり

【施策1】地域の縁がわづくり

【施策2】地域の結いづくり

【施策3】地域の人づくり

II 災害にも強い地域福祉の推進

【施策4】大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進

【施策5】多様な災害に強い新たな地域福祉の推進

III 地域づくりを支える基盤整備

【施策6】福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

【施策7】包括的な支援体制づくり

4 それぞれの役割

(1) 県

県は、地域福祉支援計画に基づき、広域的な観点から、市町村の地域福祉推進のために必要な支援を行います。(社会福祉法第108条)

また、市町村における包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行います。(社会福祉法第6条第3項)

(2) 市町村

市町村は、地域福祉計画に基づき、地域住民や社会福祉協議会等との協働・連携のもと、地域福祉を計画的に推進していく必要があります。(社会福祉法第107条)

また、包括的な支援体制づくりに努める必要があります。(社会福祉法第106条の3)

(3) 地域住民

地域住民は、事業者及び社会福祉に関する活動(ボランティア等)を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けられています。(社会福祉法第4条第2項)

地域で困っている人がいた場合、身近な相談機関との連携等によりその解決を図るといった役割が期待されています。

また、地域福祉の担い手・けん引役として、ボランティア活動や地域活動に参加することなどが求められます。

(4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、様々な活動に取り組んでいます。

(5) NPO法人・ボランティア団体

本県のNPO法人(特定非営利活動法人)数は、令和3年12月31日現在で741法人(熊本市認証分を含む)となっており、保健医療福祉、社会教育、まちづくり、スポーツ振興、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護、国際協力、子どもの健全育成等、多様な分野にわたる活動が県内各地で行われています。その中で、保健医療福祉分野で活躍するNPO法人数は最も多く、県認証の法人の中では全体の6割を占めており(複数分野で活動する法人あり)、福祉の担い手として大きく期待されています。

(6)社会福祉法人

県内では、社会福祉法に基づき671の社会福祉法人(国の所管法人を除く。令和3年4月1日現在)が認可されており、福祉や介護等に関する専門スタッフが数多く在籍しています。

平成28年の社会福祉法の改正では、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられ、法人の持つ福祉サービスにおける専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域づくりと連携し、地域福祉の担い手として、積極的に貢献していくことが期待されています。

取組例としては、地域住民を対象とした居場所づくり、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない人等に対する支援が考えられます。こうした取組を各法人が創意工夫を凝らして行うことにより、支援体制が重層化され、地域における課題解決力が向上することが期待されています。

(7)民間企業・事業者

企業の地域貢献活動として、共同募金等への寄附や環境美化活動、各種イベントの実施等、事業者の特性を活かした社会貢献活動が推進されており、地域に資源の提供を行う企業も数多くあります。

また、地域の見守り活動や災害時の行政との協定締結等の地域貢献も行われています。

(8)社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は社会福祉法第109条第1項により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられ、区域内の住民(地区社会福祉協議会、自治会、町内会、住民等)や、民生委員・児童委員、ボランティア団体等の参加・協働のもと、様々な社会福祉事業の企画・実施や地区社会福祉協議会の組織づくり等、地域住民に対し社会福祉活動の参加のための援助等を行っており、地域の多様な福祉活動をコーディネートするなど、各市町村の地域福祉推進に不可欠な役割を果たしています。

熊本県社会福祉協議会は、社会福祉法第110条第1項により、広域的な観点から地域福祉を推進する団体として位置付けられています。県内の幅広い関係者との連携と協働のもとに、様々な福祉課題の解決と福祉人材の確保・育成等に取り組んでおり、県全体の地域福祉推進のために重要な役割を果たすことが期待されます。

